

文書通信交通滞在費の抜本的見直しを求める意見書（案）

文書通信交通滞在費（文通費）は、国会法第38条、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律第9条の規定によって定められ、衆参両院の国会議員は、歳費とは別に月額100万円を受けている。その趣旨は、「公の書類を発送し及び公の性質を有する通信をなす等のため」と国会法に規定されているところである。

「日割り支給」の規定はなく、領収書の添付や使途の報告も免除されており、目的外使用への罰則もない。加えて、在京議員に対しても滞在費と称して手当が支給されていることは国民への合理的説明ができない。

なお現在は、インターネットの普及などにより制度創設時とは状況が大きく変化しており、制度の目的、金額の根拠、経費の内容などを検討し直す必要がある。

また、国会議員関係政治団体においては、2009年から少額領収書等の開示手続制度が創設され、1円以上の領収書の開示も義務付けられているところである。文通費についても、そもそも源泉が税金であることを鑑みれば、国権の最高機関を構成する国会議員たるもの、国民からあらぬ誤解や疑念を持たれぬように、早急にこの使途報告と領収書の提出を義務付けるとともに、これら報告について公開し、国民への説明責任を果たすべく、国会で議論し、環境整備を行うことが求められている。しかし、昨年12月21日に会期末を迎えた臨時国会では与野党の主張が折り合わず、法改正が見送られた。

その後、参院改革協議会や文書通信交通滞在費与野党協議会では引き続き議論が行われており、「文通費は制度の趣旨に即した内容にするとともに、適切な公開を行う必要がある」などの指摘が出されている。

よって、今国会中に結論を出し、その目的・金額を今の社会状況に合わせ、また新たに返納と使途公開のルールなどについても加えるなど、国民が納得のいく制度となるように抜本的見直しを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆議院議長	殿
参議院議長	殿
内閣総理大臣	殿
総務大臣	殿
財務大臣	殿